

行方市公告第 10 号

行方農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

なお、当市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

おって、提出された意見書については、要旨を取りまとめ、処理結果を公告するものとする。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関する権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 8 年 3 月 23 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 2 月 19 日

行方市長 高 須 敏 美

1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間並びに縦覧場所

- (1) 縦覧期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 8 年 3 月 23 日まで
- (2) 縦覧場所 行方市役所 北浦庁舎 農林水産課 行方市山田 2564 番地 10

2 意見書の提出について

- (1) 意見書の提出先 行方市役所 北浦庁舎 農林水産課
- (2) 提出方法 個人の場合にあつては住所及び氏名を、法人の場合にあつては住所、法人名及び代表者名を記載すること。
- (3) 提出期限 令和 8 年 3 月 23 日まで

3 異議の申出について

- (1) 異議の申出先 行方市役所 北浦庁舎 農林水産課
- (2) 申出方法 異議申出人は、氏名及び年齢又は名称並びに住所を記載した書面に押印し、提出すること。
- (3) 申出期間 令和 8 年 4 月 7 日まで